

表 6－6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類		種類に対する規制基準					備考
		騒 音 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
①	くい打機、 くい抜機又は くい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の 午後7時まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
②	びょう打機 を使用する 作業						
③	さく岩機を 使用する作 業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④	空気圧縮機 を使用する 作業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除く。)
⑤	コンクリート プラント 又はアスフ ルトプラント を設けて行 う作業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行 う作業を除く。)
⑥	バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。
⑦	トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。
⑧	ブルドーザ ーを使用す る作業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの
として環境大臣が指定するものを除く。